

# 議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項

平成15年 3月13日制定  
平成19年 9月21日改正  
平成20年 9月12日改正  
平成22年 3月18日改正

投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）は、正会員の業務運営等に関する規則第2条第2項の定めに従い、議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

## 1. 作成上の留意事項

### （1）規定作成の目的及び議決権の指図行使に係る基本姿勢

議決権の指図行使は受益者の利益を図るためののみ行うものであることを踏まえ、規定作成の目的及び議決権行使に当たっての基本となる考え方を明記する。

### （2）議決権の指図行使に係る意思決定プロセス及び体制等の整備

議決権の指図行使に当たっては、その意思決定プロセス及びその意思決定に係る権限並びに責任の所在について明記するとともに、その体制を整えるものとする。

### （3）スクリーニング基準

効果的な議決権の指図行使に資するため、投資信託委託会社はスクリーニング基準を設けることができる。ただし、当該基準を設けた場合にはその内容を明記する。

### （4）根拠データの保存

投資信託委託会社は（1）～（3）に定めた事項等の規定に従って、個々の議案が問題になるかどうかを判定し、問題となる議案があった場合には、当該議案に係る株主総会通知書、問題となる理由及び意思決定の理由等根拠となる記録を、指図を行った日の属する計算期間の終了後5年間は保存する。また、当該規定にその保存期間を明記する。なお、議決権の指図行使に当たって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第26条及び別表第1により、指図書を作成し、保存することとなっていることに留意する。

## 2. その他留意事項

### （1）開示について

① 投資信託委託会社は、議決権行使の考え方として前記（1）～（3）について具体的に開示する。

② 投資信託委託会社は、国内株式の議決権行使の結果について、開示する項目その他の必要事項をあらかじめ社内規定に定め、原則として5月及び6月に開催された株主総会における議決権行使の結果を取り纏め、8月末を目途に開示する。

### （2）外国株式に係る議決権の指図行使について

外国株式に係る議決権行使に当たっては、投信法及び業務規程の定めに従い、当該国の実情に応じてその指図を行うことに留意する。

[議決権の指図行使結果の開示項目例]

議案項目案	集計項目
1. 会社提案 ① 剰余金処分 ② 取締役選任 ③ 監査役選任 ④ 定款一部変更 ⑤ 退職慰労金支給 ⑥ 役員報酬額改定 ⑦ 新株予約権発行 ⑧ 会計監査人選任 ⑨ 再構築関連 ⑩ その他の会社提案 2. 株主提案	① 議案数 ② 賛成の数 ③ 反対の数

附 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。